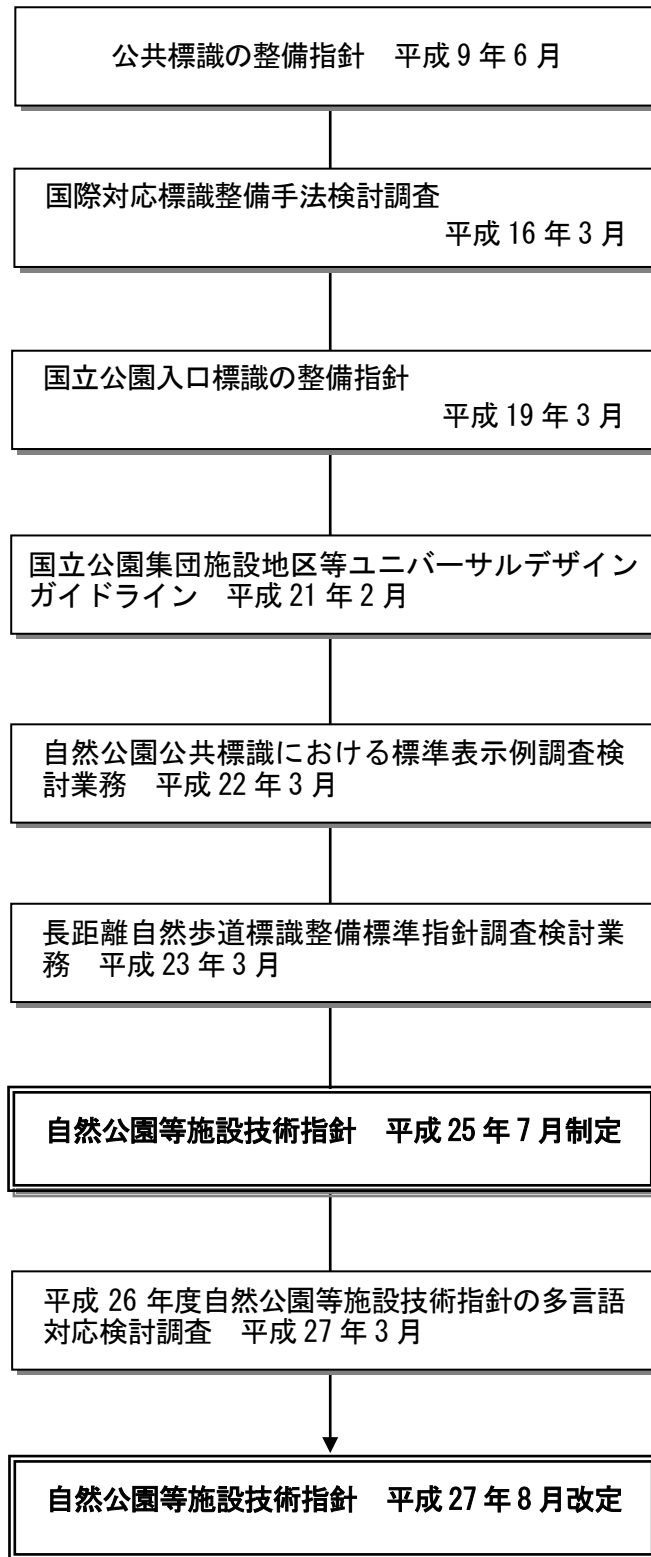


第3部 施設別技術指針
第7章 公共標識（サイン類）



公共標識（サイン類）に関する技術指針改訂の経緯

「自然公園等施設技術指針」第3部 施設別技術指針改訂案

第7章 公共標識（サイン類）

目 次

第7章 公共標識（サイン類）	公共標識 1
Ⅰ 公共標識に関する計画と設計の手順	公共標識 1
Ⅰ－1 公共標識の適用範囲	公共標識 1
Ⅰ－2 公共標識に関する基本方針	公共標識 1
Ⅰ－3 公共標識のタイプ	公共標識 2
Ⅰ－4 公共標識の整備の手順	公共標識 4
Ⅱ 公共標識に関する技術指針	公共標識 5
Ⅱ－1 公共標識の計画・設計に際しての基本的配慮事項	公共標識 5
Ⅱ－2 公共標識の計画・設計の考え方	公共標識 7
Ⅱ－2－1 公共標識の配置計画	公共標識 7
(i) 公共標識の標準設置場所	公共標識 7
(ii) 公共標識の設置イメージ	公共標識 8
Ⅱ－2－2 公共標識の標準例	公共標識 1 3
(i) 記名標識	公共標識 1 3
(ii) 案内標識	公共標識 1 7
(iii) 解説標識	公共標識 1 9
(iv) 注意標識	公共標識 2 0
(v) 掲示板	公共標識 2 1
(vi) 境界標識	公共標識 2 1
Ⅱ－2－3 標識表示の構造・材質	公共標識 2 2
Ⅱ－2－4 標識表示の基本事項	公共標識 2 7
(i) 公共標識の標準表示内容	公共標識 2 7
(ii) 記名標識（入口標識・公園名碑標識）の標準表示の基本事項	公共標識 3 0
(iii) 案内標識・注意標識・記名標識（資源名標識） 及び解説標識・掲示板・境界標識の標準表示の基本事項	公共標識 3 5
Ⅱ－3 公共標識におけるユニバーサルデザインの配慮事項	公共標識 5 8

第7章 公共標識（サイン類）

I 公共標識に関する計画と設計の手順

I-1 公共標識の適用範囲

本指針は、自然公園等の公共標識（サイン類）に適用する。

ただし、地域の特性、その他の事情により適用しがたい場合は、この指針によらないことができる。その場合においても本指針の趣旨を最大限尊重するものとする。

（解説）

本指針における公共標識（サイン類）とは、自然公園等事業としての整備にかかる自然公園内の歩道、園地、野営場等の施設に付随する施設である。

なお、長距離自然歩道整備事業に含まれる公共標識（サイン類）も同様に扱う。

以下、本指針における「自然公園等の公共標識（サイン類）」は、「公共標識」という。

I-2 公共標識に関する基本方針

公共標識は、歩道、園地、野営場等の施設と一体的に機能を発揮し、これらの施設の利用が促進されるように配慮しなければならない。このことから、公共標識は、自然公園等の利用者に、自然公園への誘導、目的施設への誘導、公園区域の明示や周知、景観資源や地名等の利用情報の提供、施設や自然等の解説、事故防止や環境保護の喚起及び注意・利用規制等情報を伝達する施設として整備する。

公共標識は、優れた自然環境の中に設置される施設であることから、整備に当たっては、設置場所の自然環境や景観が損なわれることのないよう配慮する。

また、自然公園等は利用者、利用形態及び利用手段が多様であることから、訪日外国人の利用を想定した多言語対応を含むユニバーサルデザインに配慮した整備を原則とする。

（解説）

公共標識は、利用者が自然公園等の施設として、最初に見る機会が多いものであり、歩道、園地、野営場等の施設に付随して整備されることから、利用者の環境に対する理解・判断・行動を助けるための基本的な施設である。

また、公共標識は、優れた自然や身近な自然の中に設置されることから、公共標識自体が景観の重要な構成要素となり、ランドマークとして機能することが多い。言い換えれば、公共標識のありようが景観の良し悪しを左右することとなり、また、景観や資源、地域イメージ等を凝縮したものとして公共標識が存在することにもなるため、このような公共標識がもつ意義や役割を踏まえることが重要である。

公共標識に求められるデザイン（意匠）は、「自然公園等のトータルなビジュアルアイデンティティの形成や整備事業の効率的な推進を優先した、標準的な設計タイプ」（標準型）、または「各公園や地域の独自性や地域固有の顔としての「らしさ」を優先した、地域毎の独自の設計タイプ」（固有型）が考えられる。

標準型の公共標識は、全国統一の標準デザインとし、情報伝達の機能が優先される標識が該当し、固有型の公共標識は、景観や地域固有の意匠と一体的な独自のデザインを施した施設名表示等の標識が該当することとなる。

自然公園等の利用者は、若年者から高齢者、障害者及び外国人など幅広い。利用形態は、個人利用、家族利用及び団体利用がある。利用手段は徒歩以外に車両使用がある。このことから、公共標識は、多言語対応を含むユニバーサルデザインとすることを原則とし、目的に応じた適切な表示内容・配置による整備を行うことが重要である。

多言語対応に関しては、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」（平成 25 年 6 月、観光立国推進閣僚会議）（以下「アクション・プログラム」という。）において、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等について外国人目線に立った多言語対応の改善・強化を図ることとされ、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年 3 月、国土交通省観光庁、以下「観光庁ガイドライン」という。）が外国人目線に立った共通ガイドラインとして策定されている背景がある。本指針では多言語表記にあたって、観光庁ガイドラインに準拠し日本語＋英語を基本とし、必要に応じその他の言語を表記することとしている。

ユビキタス対応については、アクション・プログラムにおいて、多言語対応の改善・強化の 1 つとして、スマートフォン、タブレット端末等で観光情報を得られるなど、ユビキタス技術を活用した情報提供の取組を行うこととされている。

多言語対応を行う場合、自然公園内に設ける公共標識の多言語表記は必要不可欠であるが、周辺地域の主要交通拠点から自然公園に至る経路の道路標識や案内標識及び主要な案内所やビジターセンターを含む自然公園内外の多言語対応を行うことが本来の目的である。

このことから、地元自治体や道路管理者等との事前調整を行い、計画・設計することが必要となる。

I-3 公共標識のタイプ

公共標識は、次のタイプに分類する。

- 1) 記名標識
 - ①入口標識
 - ②公園名碑標識
 - ③資源名標識
- 2) 案内標識
 - ①誘導標識
 - ②案内図標識
 - ③総合案内標識
- 3) 解説標識
- 4) 注意標識
- 5) 掲示板
- 6) 境界標識

(解説)

公共標識には、その目的や機能に応じて具体例に示すように、指導標、総合案内板、解説板、注意標識等の様々な標識があり、その呼び方も様々である。例えば、登山道等において方向や距離を示す標識は、方向指示板、指導標、里程標、誘導標などの呼称がある。

公共標識は、主に機能や形態に着目して、6 タイプ、10 種類に分類する。(表 1 参照)

表1 公共標識のタイプ

種 類			主な機能	具体例	
記名標識	入口標識	入口(記名)標識	一般標識(道路標識タイプ)	・公園区域の明示、公園の周知	路側式標識、オーバーハング式標識
		デザイン標識			デザイン標識(シンブル型、モニュメント型)
		入口(情報)標識	・自然公園の見所紹介、マナー、解説等の総合的な案内 ・記念撮影の点景	入口(情報)標識施設、複合案内情報施設	
	公園名碑標識		・自然公園であることの認識の高揚 ・自然公園のシンボル、ランドマーク	指定記念碑、公園名板等	
	資源名標識		・施設、景観資源、地名の認知(確認や識別)	施設名板、景観資源名板、地名板、歩道名板、ビジターセンター名板等	
案内標識	誘導標識		・目的事物への誘導	方向指示板*1、指導標、里程標、誘導標等	
	案内図標識		・オリエンテーション(全体像の把握及び自己の存在位置の確認)	総合案内板、地図案内板等	
	総合案内標識		・各種利用情報の提供		
解説標識			・自然教育 ・自然解説や自然情報の提供 ・歴史・文化的興味対象の解説	解説板、方位盤*2 植物ラベル 等	
注意標識			・事故防止 ・自然環境の保護 ・公序良俗の維持 ・利用規制の認知	制札、注意標識、規制標識、警戒標識等	
掲示板			・行事予定等の広報、ポスター掲示	掲示板、告知板等	
境界標識			・公園区域や管理地の明示	境界標等	

*1 方向指示板：目標となる施設・地点等の方向や距離を表示し、歩道の分岐点等に設置する標識

*2 方位盤：風致景観の方角等を表示し、展望できる地点等に設置する標識

I-4 公共標識の整備の手順

公共標識の整備の手順は、上位計画、基本計画レベル、基本設計レベル、実施設計レベル、施工に区分される。

公共標識の整備における手順を以下に示す。

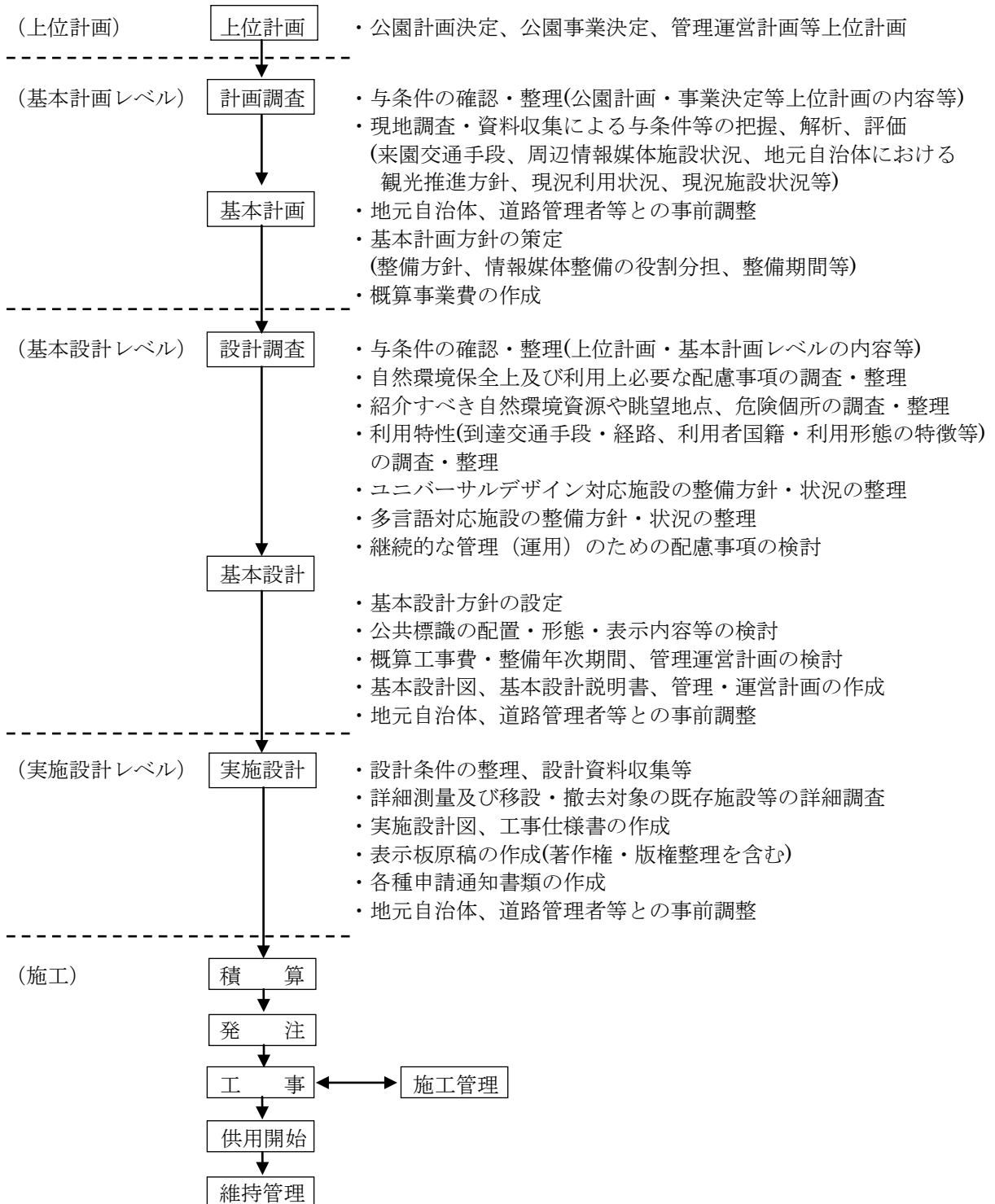


図1 公共標識の整備の手順

II 公共標識に関する技術指針

II-1 公共標識の計画・設計に際しての基本的配慮事項

公共標識は、位置情報や案内情報の他、自然解説や安全に関わる情報等を伝達し、自然公園等における利用の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な施設であることから、原則、ユニバーサルデザインに配慮して整備することが重要である。

- ・利用者に提供すべき情報が適切に伝達されるよう、配置計画や設置場所を検討する。この場合、公共標識の設置不足や不適切な配置により、ビジターセンター等の公共施設が利用者に認識されにくい例もあることに留意する必要がある。
- ・標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における修景機能を果たすこともあるので、形態や設置には十分な景観的配慮が必要である。
- ・公共標識による情報伝達の限界及び自然公園施設に求められる景観配慮の観点を踏まえ、パンフレット等の媒体との役割分担や連携及び複数の設置者による標識を含めた同種・類似の公共標識の集約等により記載内容の合理化を行い、必要最小限の規模で有効な情報提供の実現を図る。
- ・公共標識は、自然環境の影響を受けやすいことから、耐久性に配慮した形状、構造及び材料とし、各標識は景観を阻害することがないように設置者において適切に維持管理を行うことが必要である。

(解説)

公共標識は、自然公園等における自然の風景地を保護するとともに、自然と親しむ場としての利用の質を高めることを目的とするものであり、その適正な保護・利用を図るために、公共標識が担う情報発信は重要な役割を果たしている。

- ・近年、外国人利用者への多言語対応、ユビキタス対応及び、ユニバーサルデザインへの対応として、公共標識には、情報の表示方法や多言語化、ピクトグラム使用、園路の縦断勾配や路面状況、通行の難易度など、施設利用に係る視点での情報提供が求められている。公共標識の多言語対応は、「公共標識の標準表示内容」(公共標識 28 頁表 8 参照) によるが、国際的に広く使われている英語とピクトグラムが全ての外国人が理解できるとは限らないこと及び翻訳が専門的になりすぎないことに留意する必要がある。
- また、ビジターセンター等の公共施設において、環境省等の設置者の表示がない等のため、誰もが利用できる公共施設であることがわかりづらい場合がある。これらを解消するため、資源名標識を設置し、施設名及び設置者名を明示するとともに、インフォメーションやトイレのピクトグラムを使用して提供されているサービスを表示することにより、施設の利用促進を図ることが望ましい。
- ・標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における修景機能を果たすことから標識自体のデザインの検討を十分に行うとともに、不適切な配置による景観阻害及び周辺施設との不調和等が生じることがないように配慮が必要である。標識設置後の維持管理が不十分であると景観阻害につながることから設置者において適切に維持管理を行うことも必要となる。
- ・利用者が情報を得る手段は公共標識だけではなく、インターネット、書籍、地図及びビジターセンター等で入手できるパンフレットやガイドマップなども重要な情報源となっている。公共標識の限られた表示面では情報伝達に限界があることから、パンフレットやガイドマップ等を活用することが情報伝達には効果的となる。また、登山道の入口等に同種・類似の標識が複数設置されていることが見られることから、各設置者と調整を行い、周辺地域を含めた計画的な配置により、標識自体の集約化を図り、必要最小限の規模で有効な情報提供を行うよう留意する。

- ・公共標識は、自然条件の影響を受けやすいことから、老朽化の進行が早い。公共標識の老朽化による損耗等は情報伝達機能を損ない利用者の安全確保に支障を来たすことや景観へも悪影響となることから、整備時の形状や使用材料及び整備後の維持管理に十分に配慮しなければならない。

なお、固有型（公共標識 1 頁、I - 2 公共標識に関する基本方針・解説参照）の公共標識の標準設計図は、国立公園にあっては地方環境事務所等が中心となって、国定公園及び都道府県立自然公園にあっては都道府県が中心となって検討することが望ましい。検討に当たっては、専門家や関係行政機関の意見を聴くとともに、標準型の公共標識の標準設計図とデザイン上の不整合をきたさないように十分に配慮する。

また、実際の計画・設計に当たっては、道路用地内に設置する場合の占用許認可、屋外広告物法や景観条例及び国立公園管理運営計画等の関連する法規・条例による形態・色彩等の制限があることにも留意する必要がある。

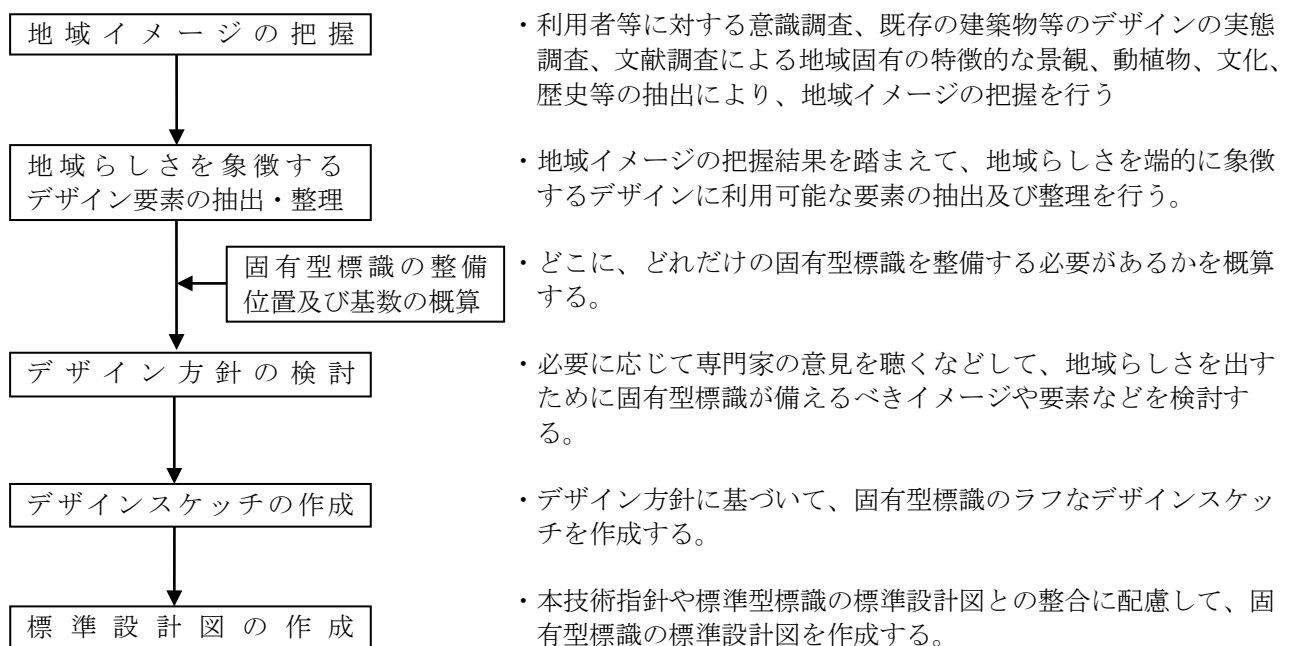


図 2 固有型の標準設計図の検討手順（参考）

II-2 公共標識の計画・設計の考え方

II-2-1 公共標識の配置計画

(i) 公共標識の標準設置場所

公共標識は、利用の形態、利用者の行動等を考慮した上で、公共標識のタイプ別に設置場所を計画する。

公園の利用または管理上概ね一体であると認められる地域を計画単位として、事前に既存の公共標識の整備状況及び公共標識の新規整備の必要性を調査し、その結果を踏まえて適正な設置位置を検討すること。

また、公共標識の乱立を避けるため、同種・類似の標識が存在する場合は、設置者と調整を行い、標識自体の集約化を図ることが必要となる。

各公共標識の主な設置位置は、次のとおりである。

表2 公共標識の設置場所

種 類			主な設置場所
記名標識	入口標識	入口(記名)標識	<ul style="list-style-type: none"> 公園区域の境界付近の自動車道路に沿った地点など 一般的な景観から核心地景観に転換する地点(バッファーとコアの転換点)など その公園を代表する風景地の入口など
		デザイン標識	
	入口(情報)標識		<ul style="list-style-type: none"> 主動線に沿った位置など 自然公園来訪の記念撮影などを行う展望施設など
	公園名碑標識		<ul style="list-style-type: none"> 主要な利用拠点や景観的に優れた地点など
資源名標識		<ul style="list-style-type: none"> 景観資源を望見する地点、記念撮影の点景となりうる地点など 	
案内標識	誘導標識		<ul style="list-style-type: none"> 歩行を開始する地点(鉄道やバスの駅前、駐車場)など(ただし、案内図標識または総合案内標識が設置される場合はその標識に組み込む) 歩道の分岐点、長い一本道の間地点、一里塚的な地点など 歩道沿いで風景が劇的に変化する地点など
	案内図標識		<ul style="list-style-type: none"> 歩行を開始する地点(駅前、駐車場)など 選択できる複数の路線がある(網の目状)遊歩道の間地点や分岐点など
	総合案内標識		<ul style="list-style-type: none"> 情報量の多い遊歩道の入口地点、中間地点(案内図標識とは並立させない。周囲に他の標識を乱立させないようにそれら標識の機能を統合する。)など 集団施設地区内の鉄道やバスの駅前、駐車場など
解説標識			<ul style="list-style-type: none"> 興味深い風致景観、自然現象が展望できる地点及び動植物が観察できる地点など 自然教育の題材となる風致景観、自然現象及び動植物がある地点など
注意標識			<ul style="list-style-type: none"> 歩行を開始する地点(案内図標識または総合案内標識が設置される場合はその標識に組み込む。)など 立入りを規制する自然環境や自然現象がある地点 利用上危険となる可能性がある地点 利用規制の認知のために必要な地点
掲示板			<ul style="list-style-type: none"> 集団施設地区内の鉄道やバスの駅前、駐車場など 自然学習歩道の入口及び展望休憩地点、情報量の多い遊歩道の入口など(ただし、その他の標識を一括して取り込む)
境界標識			<ul style="list-style-type: none"> 公園区域や管理地の明示のために必要な地点

(ii) 公共標識の設置イメージ

① 入口標識の配置イメージ

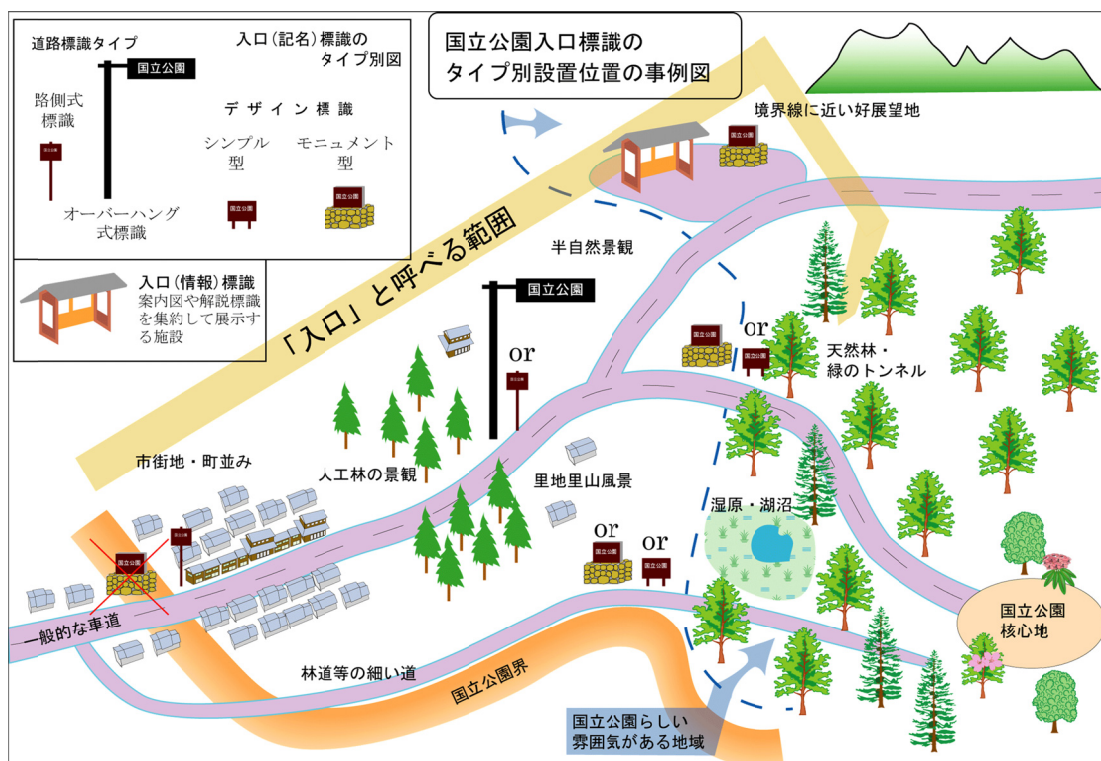
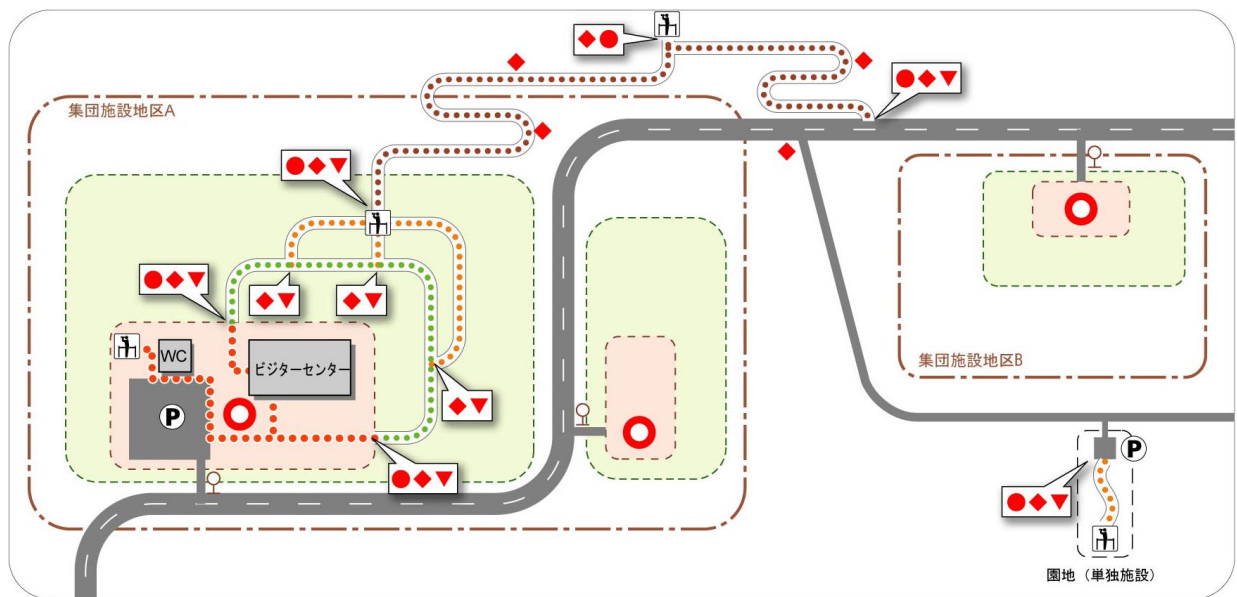


図3 入口標識の配置イメージ

- ・ 国立公園の境界線を越えると直ちに国立公園らしい雰囲気となる入口にあつては、境界線付近にデザイン標識を設置する。
- ・ 境界線付近が市街地で国立公園らしい雰囲気がなく、少し奥に入ると国立公園らしい雰囲気となる入口にあつては、境界線付近には一般標識（道路標識タイプ）を、奥にはデザイン標識を設置する。
- ・ 境界線付近が市街地で国立公園らしい雰囲気がなく、奥の「入口」と呼べる範囲が人工林や里地里山の景観になっている場所にあつては、境界線付近には一般標識（道路標識タイプ）の路側式標識を、奥には、一般標識（道路標識タイプ）のオーバーハング式標識を設置する。ただし、巾員が道路構造令による第三種四級以下の道路ではオーバーハング式標識は設置せず、境界線に路側式標識を設置する。
- ・ 入口と呼べる範囲に、展望所などが存在する場合は、境界線付近は上記の入口標識を設置し、展望所には、デザイン標識とともに総合案内標識の併設を検討する。

② 案内標識（誘導標識・案内図標識・総合案内標識）・注意標識の配置イメージ



○ 総合案内標識	● 案内図標識	◆ 誘導標識	▼ 注意標識

凡例

- 主要利用動線（歩・車）
- 利用動線（歩・車）
- バリアフリー経路（歩）
- 全体になだらかな園路（歩）
- やや急な区間を含む園路（歩）
- 険しい区間を含む園路（歩）
- 施設
- 駐車場
- 展望地・資源等
- 国立公園
- 集団施設地区
- ユニバーサルデザイン推進区域
- すべての人が利用できる区域

図4 案内標識・注意標識の配置イメージ

- ・ 誘導標識は、園路の分岐点や中間点に配置する。
- ・ 案内図標識は、行動起点、特定のエリアの入口及び経路の分岐点、中間点に配置する。また、総合案内標識に案内標識に掲載する情報を組み込むことでより具体的な情報を伝達することも考慮する。
- ・ 総合案内標識は、「すべての人が利用できる区域」内の行動起点及び情報拠点に配置する。
- ・ 注意標識は、行動起点及び移動中の利用者への注意喚起等のため、必要に応じて適宜配置する。
- ・ 各標識は、周辺の樹木や草木、落ち葉の堆積及び積雪により認識しづらくなることのないように、形態、設置位置に配慮する。また、利用導線との位置関係や視距離と文字サイズについて配慮する。

③ 長距離自然歩道における配置イメージ

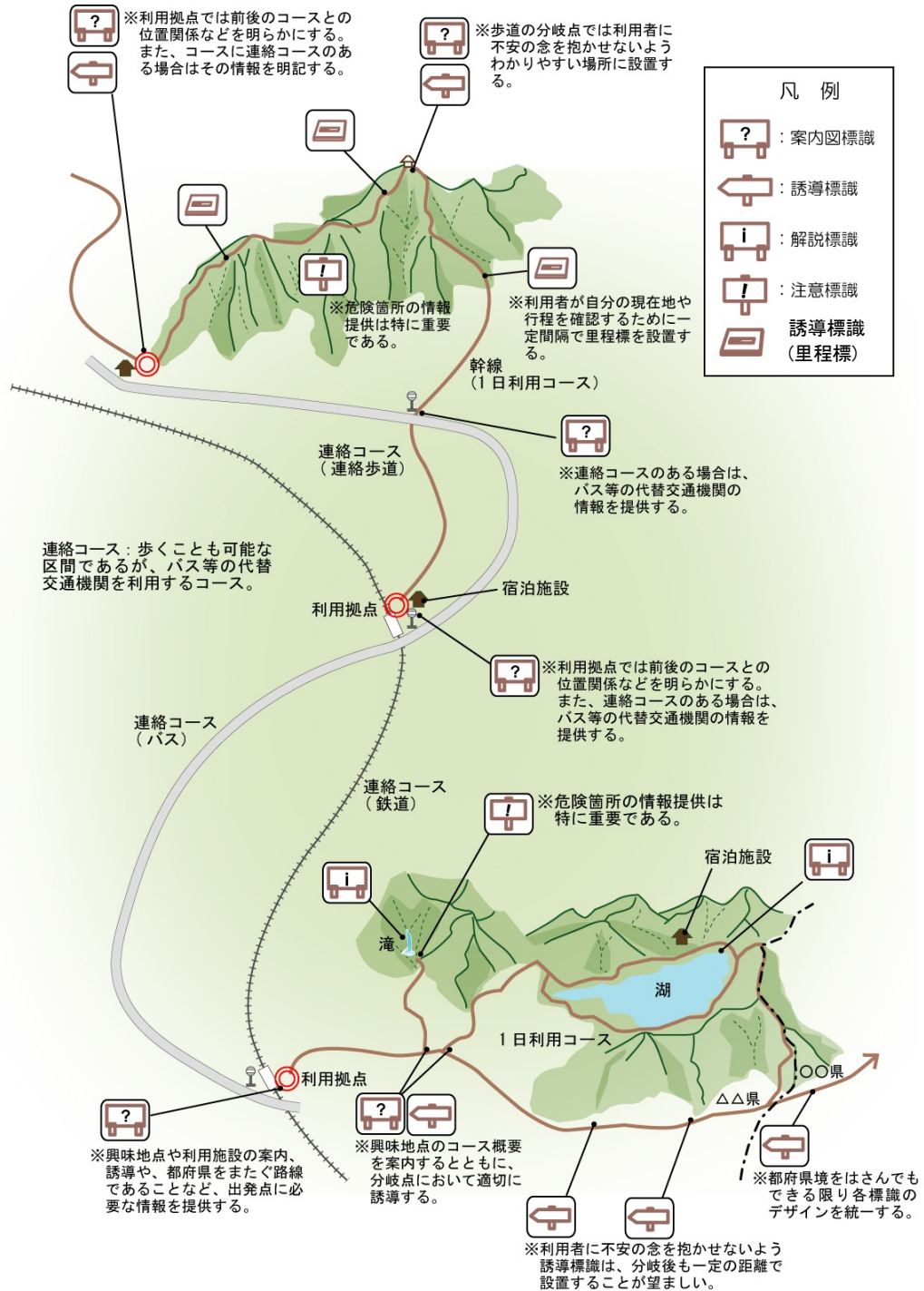


図5 長距離自然歩道における配置イメージ

- ・長距離自然歩道における公共標識は、担う役割が大きく、利用者を的確に目的地や興味資源に誘導したり、危険箇所を知らせて利用者の安全確保をするほか、長距離路線となる特性上、路線コース全体をイメージしながら、現在地を確認しつつ利用できるような情報提供をする必要がある。
- ・周辺の景観との調和に配慮するとともに、画一的に歩道に並行に設置するのではなく歩く人が見やすい位置に設置する。
- ・主要な景観を背景としてその添景となるよう効果的な配置とする。

(iii) 外国人利用に対応する公共標識の配置イメージ

主要交通拠点から自然公園等に至る経路及び自然公園内の各所に配置される公共標識について、外国人利用者の移動手段、行動形態、行動範囲及び自然災害発生時の安全確保等を考慮し、多言語対応の基本的な区分を設定する。

表3 利用特性に応じた多言語対応の区分

利用特性	多言語対応		多言語対応の公共標識
	外国人の利用が想定される場所	外国人の利用が想定されない場所（住民の利用が主体となる園路等）	
すべての人が利用できる区域	○	×	記名標識, 案内標識, 解説標識, 注意標識, 掲示板, 境界標識
ユニバーサルデザイン推進区域 (上記を除く)	○	×	
集団施設地区 (上記を除く)	○	×	
自然公園 (上記を除く)	○	×	
自然公園外 (主要交通拠点から自然公園に至る区域や経路)	△*	×	入口（記名）標識

凡例：○：多言語対応をする，△：状況に応じて対応する，×：対応しない

*：外国人利用特性から、自然公園区域外（主要交通拠点から自然公園に至る区域や経路）についても、多言語対応が望ましいと判断される場合には、管轄する自治体等との調整を図る。

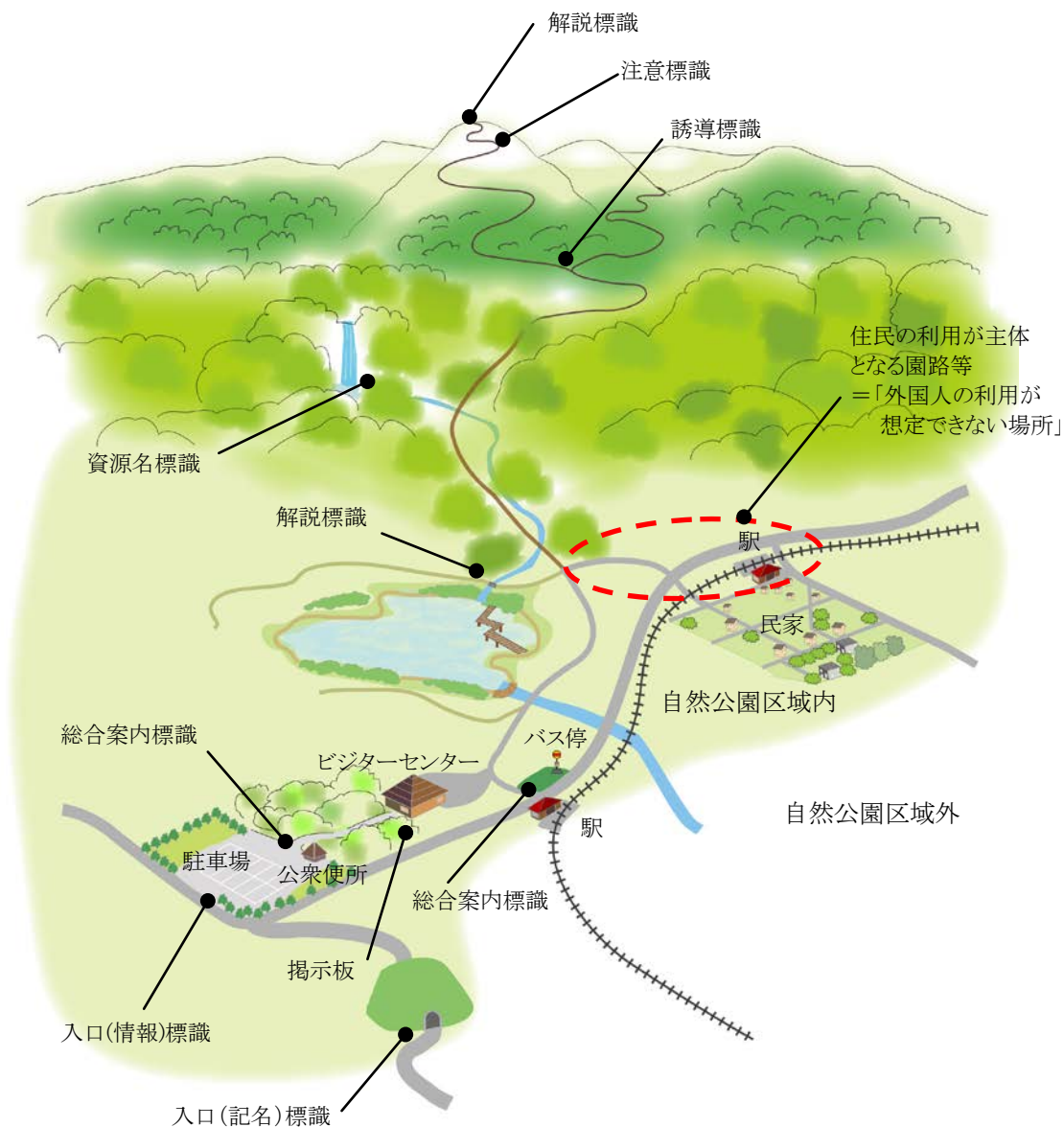


図6 外国人利用に対応する公共標識の配置イメージ

- ・自然公園の境界線等には、多言語対応の一般標識（道路標識タイプ）やデザイン標識を設置する。設置にあたっては、入口標識の配置イメージに準じる。（公共標識8頁 図3参照）
- ・外国人の利用が想定される、駐車場、バス乗場、ビジターセンター等の主要施設、主要施設から展望地点に至る園路等には、多言語対応の各種公共標識を設置する。ただし、地域住民の利用が主体となる園路等の外国人の利用が想定されない場所に設置する公共標識は除く。
- ・鉄道駅等の主要交通拠点から自然公園に至る区域や経路において、外国人の利便性向上や利用促進に対応する多言語対応の標識設置が望ましい場合には、管轄する自治体等と調整を行う。

II-2-2 公共標識の標準例

公共標識のタイプ毎に、記名標識、案内標識、解説標識、注意標識、掲示板、境界標識の標準例を示す。

(i) 記名標識

(1) 入口標識

入口標識は、表4に示す形態種別に分類する。

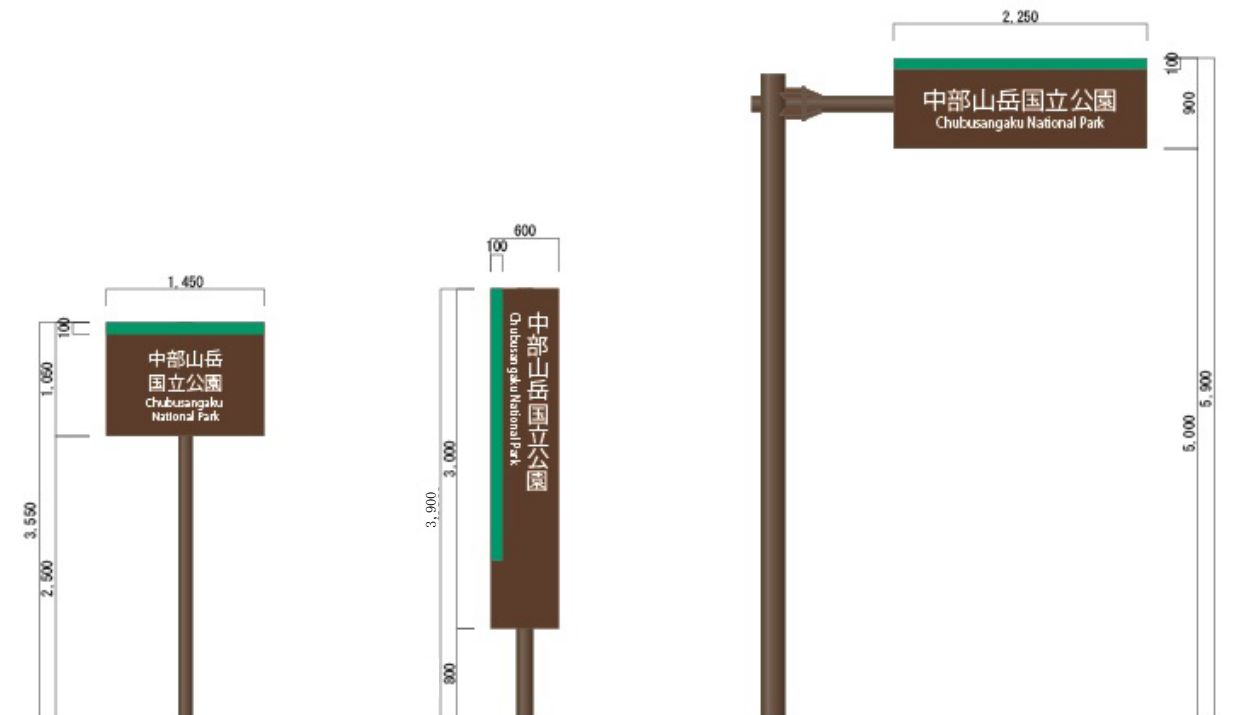
表4 入口標識の形態種別

区分		設置場所	形態種別の名称
入口 (記名) 標識	一般標識 (道路標識タイプ)	主に人為景観、半自然景観の場所に設置する	路側式(横書)標識
			路側式(縦書)標識
	オーバーハング式標識		
デザイン標識	国立公園らしい雰囲気のある場所に設置する	シンプル型	
		モニュメント型	
入口(情報)標識		展望広場等に設置する	標準型、壁型、屋根型等

主として走行する自動車からの視認を前提として、これらの標識は、その多くが道路敷あるいは道路に面した位置に設置されることとなるため、その規模構造、文字サイズ等の仕様については、「道路標識設置基準の改訂について(昭和61年11月1日 都街発第32号 道企発第50号)」に準拠する。

1) 入口(記名)標識

① 一般標識(道路標識タイプ)



①-1 路側式(横書)標識

①-2 路側式(縦書)標識

①-3 オーバーハング式標識

図7 一般標識(道路標識タイプ)

表示板・表示板裏面・柱の色彩は、こげ茶色とし、表示面上部に、自然公園であることのイメージを速やかに伝えるためのアイキャッチとして暗緑色の帯を表示する。ただし、管理運営計画において色彩使用に制限がある場合には準拠する。

また、一般標識（道路標識タイプ）の全て及び走行する自動車のライトが直接的にあたる表示板は、反射シートを使用し、それ以外の公共標識は塩ビシートを使用する。（公共標識33頁（3）参照）

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識28頁表8参照）に基づき、国立公園名を日本語と英語等で表記する。

② デザイン標識

②-1 デザイン標識（シンプル型）

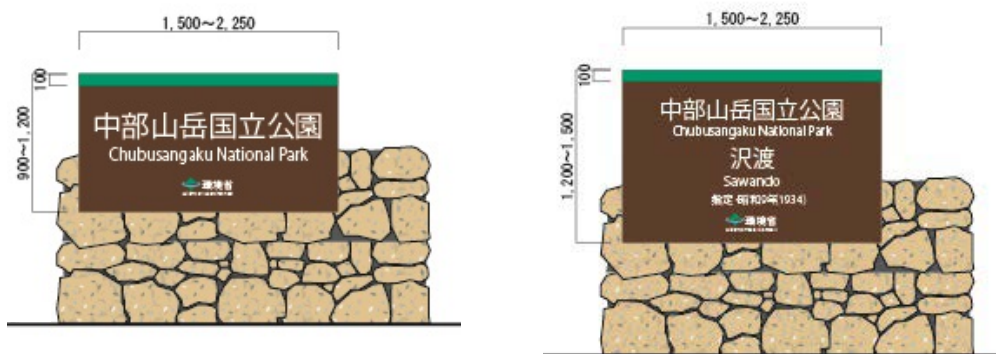


②-1-1 指定年なし（横型）

②-1-2 指定年あり（横型）

②-1-3 全情報記載（縦型）

②-2 デザイン標識（モニュメント型）



②-2-1 自然公園名・資源名の単独表示

②-2-2 自然公園名と資源名の併記表示

図8 デザイン標識

この標識は、自然公園等の景観要素を念頭において、次の事項に留意して個別にデザインするものとする。

モニュメント型のフレーム（本体）を石積みデザインとしているが、そのデザインは、その地域の景観に応じたものとする。

モニュメント型のデザイン上の留意事項は以下のとおりとする。

(ア) 自然的であること。

背景となる風景の構成要素を勘案して、どっしりと落ち着いた雰囲気醸し出すこと。

(イ) 調和的であること。

背景となる風景の構成要素と関係のある材料、色彩を取り入れた調和的デザインとすることを基本とするが、一方でコントラストを無視すると、景観に沈み込んでまったく目立たない存在となる可能性もあるため、自然界にあり得るコントラストを取り入れつつ、安定感のあるデザインとすることが大切である。

(ウ) 単純であること。

施設の耐久性やメンテナンスの容易さの点から単純な構造とすることを基本とするが、何ら装い気のないものを良しとするのではなく、木組みであれ、石積みであれ、その構造は伝統的な技術に裏付けられた、堅牢で美しい形を採用することが大切である。

(エ) 標識は自然植生に隠されない規模構造とすること。

樹林帯の中に設ける場合にあつては、高さを増すに連れて枝葉によって覆い隠される確率が高くなる。その反面、低すぎると林床植生の笹や草原植生のススキ等によって隠されてしまう可能性が高くなる。

標識設置後のメンテナンスの手間を少なくするため、標識周囲の枝払いや草・笹の刈払い作業を行わなくても済むように、笹・ススキが繁る高さまでの基台を設けてその上に表示板を置くなどの配慮をすることが必要である。

(オ) モニュメント型を設置する周辺は自然公園らしい雰囲気作りを行うこと。

モニュメント型を整備する地点や案内標識を併設することとなる広場などにあつては、自然公園らしさを演出する周辺整備を合わせ行うことも検討する。

表示板、表示板裏面の色彩は、基本色をこげ茶色とし、表示面上部に、自然公園であることのイメージを伝えるためのアイキャッチとして暗緑色の帯を表示する。(公共標識33頁(3)参照) ただし、管理運営計画において色彩使用に制限がある場合には準拠する。

表示板には、国立公園名を表示する。また、必要に応じて、国立公園指定年、団地名・地名、設置者名及びロゴマークを表示する。ただし、国立公園指定年は日本語のみで表記する。

(公共標識30頁(1)参照)

2) 入口(情報)標識



①-1 入口(情報)標識の事例1



①-2 入口(情報)標識の事例2

入口(情報)標識のデザイン上の留意事項は、以下のとおりとする。

(ア) 情報として掲載する内容

- ・自然公園の見所紹介(案内図、見所風景写真、見所説明文等)
- ・フィールドマナー(ゴミのポイ捨てや動植物の捕獲・採取の禁止等)
- ・自然災害等の安全に関する事項
- ・ビジット・ジャパンキャンペーンに対応する外国語情報

(イ) 入口(記名)標識施設とその他の情報を記載する標識とをペアで整備する。

(ウ) 入口(記名)標識は、設置場所の景観に調和したモニュメント型とし、その標識を点景として自然公園来訪記念の写真が撮影されることを念頭に置いた配置とすることが望ましい。このため、標識の設置場所は展望施設からの展望方向に十分留意して設置位置を選択することが大切である。

(エ) その他の情報を記載する標識は、主要動線に沿った位置に整備すること。

(オ) その他の情報を記載する標識への記載内容があまり多くない場合にあつては、総合案内標識や案内図標識を用いて整備する。

(カ) その他の情報を記載する標識の記載内容が多く、1基の標識では収納できない場合は、複数の標識を乱立したり、大きな壁を作る結果とならぬように、多くの壁面を持つ小型の四阿風の施設を設け、その壁面に情報を掲示すること。(この情報施設を「複合案内情報施設」と呼ぶ。)

(キ) 複合案内情報施設のデザインは、設置場所の条件により、壁面だけのもの、寄棟のもの、切妻屋根のもの等のバラエティの中から周辺環境に調和したものを選択すること。

(2) 公園名碑標識



公園名碑標識の事例

公園名碑標識は、「公共標識の設置場所」(公共標識7頁表2参照)に基づき、主要な利用拠点や景観的に優れた地点などに配置する。

形態は、地域固有の形態(地域特性に応じた地域固有のもの)として、地域のもつ特性や伝統を踏まえて地域らしさを反映した意匠とする。また、規模は高さ3.5m、幅5mまでとする。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」(公共標識28頁表8参照)に基づき、施設名等を日本語と英語等で表記する。

(3) 資源名標識

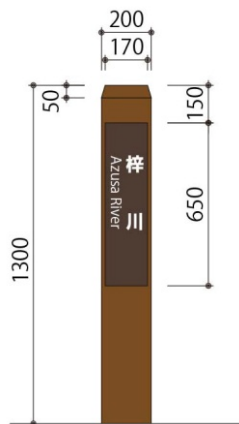


図9 資源名標識の標準例

この標識は、わかりやすい場所に設置する。着色等については、景観を優先して華美なものにならないよう配慮する。

表示板の色彩は、材質が鋼材の場合は基本色をこげ茶色とする。（公共標識33頁（3）参照）

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識28頁表8参照）に基づき、資源名を日本語と英語等で表記する。

(ii) 案内標識

(1) 誘導標識

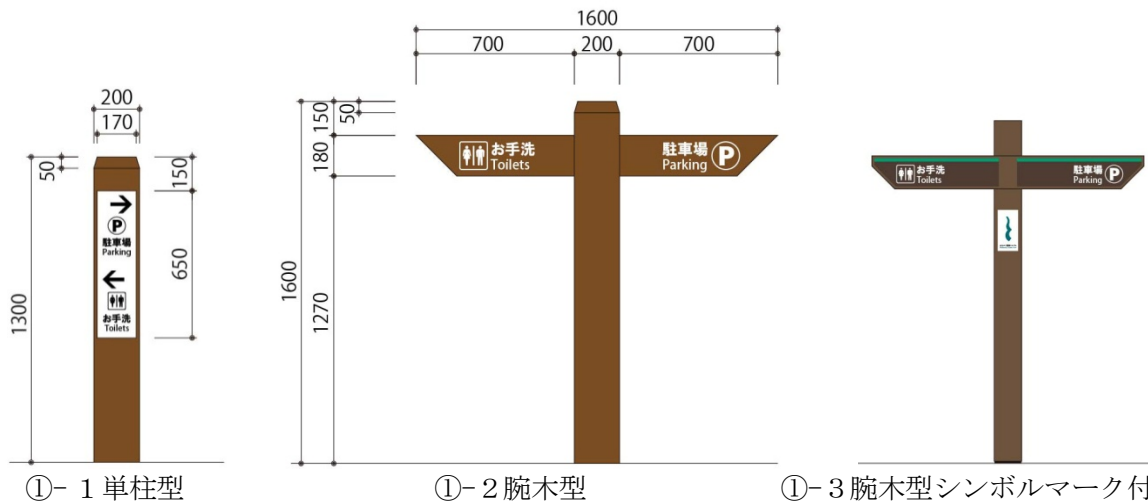


図10 誘導標識の標準例

誘導標識は、「公共標識の設置場所」（公共標識7頁表2参照）に基づき、園路の分岐点や中間点等に配置する。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識28頁表8参照）に基づき、施設や景観資源等の名称、距離及び所要時間等を日本語と英語等で表記する。表示にあたっては、ピクトグラムを活用し、わかりやすさに配慮する。自然公園や長距離自然歩道のシンボルマーク等や歩道路線名がある場合には、これを表記する。

案内図標識、総合案内標識が設置される場所では、誘導標識を組み込んで設置することや、園路の分岐形態が単純で設置の必要性がないと判断される場合は誘導標識を設置しない。

特に、多雪地域や登山道等では強度や設置高さを十分に検討する。多雪地域に腕木型を用いる場合は、取り外しが可能なものや単柱型の使用を検討する。

(2) 案内図標識

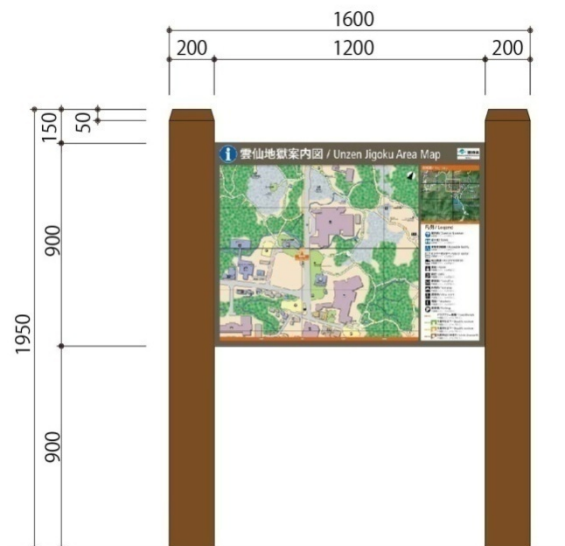


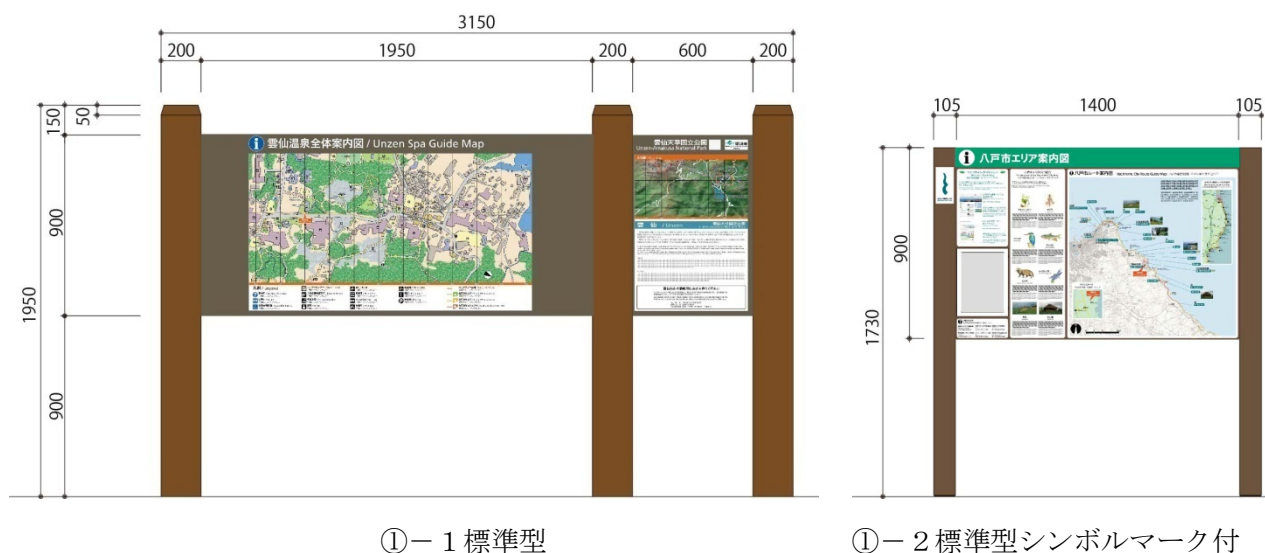
図11 案内図標識の標準例

案内図標識は「公共標識の設置場所」（公共標識 7 頁表 2 参照）に基づき、行動起点、特定のエリアの入口及び経路の分岐点・中間点等に配置する。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識 28 頁表 8 参照）に基づき、施設名等を日本語と英語等で表記する。表示にあたっては、ピクトグラムを活用し、わかりやすさに配慮する。

自然公園や長距離自然歩道のシンボルマーク等や歩道路線名がある場合には、これを表記する。地図情報、ユニバーサルデザイン情報のうち施設等の障害者対応情報及び必要に応じ園路の整備水準を表記する。

(3) 総合案内標識



①-1 標準型

①-2 標準型シンボルマーク付

図12 総合案内標識の標準例

総合案内標識は「公共標識の設置場所」（公共標識 7 頁表 2 参照）に基づき、「すべての人が利用できる区域」内の行動起点及び情報拠点等に配置する。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識 28 頁表 8 参照）に基づき、施設名や地域

の状況及び自然資源の解説情報等を日本語と英語等で表記する。表示にあたっては、ピクトグラムを活用し、わかりやすさに配慮する。自然公園や長距離自然歩道のシンボルマーク等や歩道路線名がある場合には、これを表記する。

地図情報、地域情報、自然資源の解説情報、ユニバーサルデザイン情報のうち施設等の障害者対応情報及び必要に応じ園路の整備水準を表記する。

英語やその他の言語での説明文等は、原則として要約して概要を記載する。

(iii) 解説標識



解説標識の例



方位盤の例

解説標識は「公共標識の設置場所」（公共標識 7 頁表 2 参照）に基づき、地域の見所や自然資源等の対象に隣接して配置する。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識 28 頁表 8 参照）に基づき、解説情報等を日本語と英語等で表記する。図及び写真を用いて、わかりやすい表記とする。自然公園や長距離自然歩道のシンボルマーク等や歩道路線名がある場合には、これを表記する。

英語やその他の言語での説明文は原則として要約して概要を記載する。ただし、外国人にわかりにくい日本独自の習慣などの説明には、単に日本語の解説文の翻訳だけではなく、文化や歴史を補足する等の対応を必要に応じて行う。

(iv) 注意標識

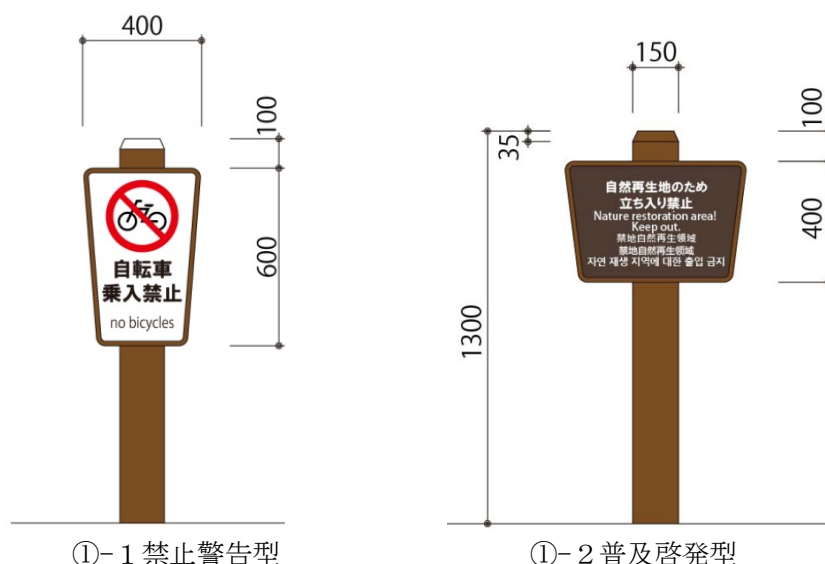


図13 注意標識の標準例

注意標識は「公共標識の設置場所」（公共標識 7 頁表 2 参照）に基づき、行動起点、移動中の利用者への注意喚起及び危険な場所への立ち入りを制限する等、管理上必要となる位置に配置する。また、案内図標識、総合案内標識等に組み込んで表示することで情報伝達の効率化を図る。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識 28 頁表 8 参照）に基づき、利用者に対する注意・警戒、禁止事項等を日本語と英語等で表記する。

多言語表記に併せて、理解を促すためのピクトグラムを表示することでフィールドマナーの向上を図ることとする。ただし、多言語表記にあたっては、国際的に広く使われている英語やピクトグラムを全ての外国人が理解できるとは限らないことに留意する。

注意標識は、注意・警戒、禁止事項等を表記するものであるが、命令調の表現は避け、主旨を簡潔に柔らかく表現するものとする。

また、日本語の直訳ではなく、わかりやすさを重視した平明な言語・文章を採用することで、外国人が理解できるよう配慮する。

日本語の対訳語として、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語の例を「多言語表記対訳語集」に示す。

(v) 掲示板



掲示板の例

掲示板は「公共標識の設置場所」(公共標識 7 頁表 2 参照)に基づき、自然公園における集団施設地区内の鉄道駅、バスターミナル、駐車場など、利用者の行動起点に設置する。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」(公共標識 28 頁表 8 参照)に基づき、日本語と英語等で表記するよう努めるものとする。英語やその他の言語の説明文は、原則として要約して概要を記載する。

登山道の通行禁止等の利用者に周知すべき情報、行事予定等の広報、ポスター等の掲示ができる標識とする。

掲示物を保護するために、ガラス等により表面保護をすることも必要となる。この場合、内部の結露対策、開口部のゆがみ対策も同時に検討することが必要となる。

自然公園や長距離自然歩道のシンボルマーク等や歩道路線名などの表記方法は、他の標識に準じる。

(vi) 境界標識

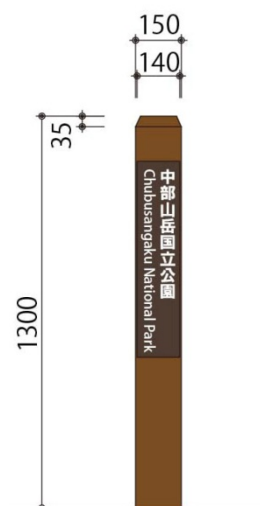


図14 境界標識の標準例

自然公園等の区域や管理地の明示として、各自治体で規定されている境界杭とは別に、貴重な自然環境の保護を目的に自然公園等の区域内であることを表示する等、敷地境界に適宜設置する。

なお、管理上、特に「特別保護区」表示をする必要がある場合には適宜設置する。表示内容は、「公共標識の標準表示内容」(公共標識 28 頁表 8 参照)に基づき、日本語と英語等で表記する。

Ⅱ－２－３ 公共標識の構造・材料

公共標識の構造及び材料は、自然景観との調和、耐久性、耐候性、加工性等を考慮して決める。

(解説)

(i) 構造

公共標識は、以下に示す構造とする。ただし、入口標識は、その多くが道路敷あるいは道路に面した位置に設置されることとなるため、その規模構造、文字サイズ等の仕様については、「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」(昭和53年12月17日総理府建設省令第3号)に基づく、道路法第四十五条第二項及び道路交通法第九条第三項による「道路標識設置基準」に準拠する。

① 構造体 (本体)

ア 規模

公共標識の構造は設置位置の景観スケールや視線方向等を考慮して、過大な規模とならないようにする。

主な公共標識の標準規模は、おおむね「公共標識の標準規模」(公共標識23頁表5参照)に示すとおりであるが、設置位置の環境条件等に応じて、適宜規模を増減する。

イ 形態

自然景観と調和する単純かつ相互に統一感のある形態とする。形態の検討にあたっては、地域特性、自然及び利用者層の相違に留意し、標準的な形態に加え、必要に応じて地域固有の形態の採用を検討する。また、デザイン面のみならず、機能面についても十分考慮し、施工及び維持管理が容易であり、かつ耐久性および耐候性に優れた形態とする。

ウ 柱

風、積雪などに対して耐久性を高める必要がある場合には、自然条件を踏まえた構造計算等により適切なサイズとする。木材には、周辺の自然環境への影響を踏まえた上で、長寿命化に対応し、柱頭はOP仕上げまたはキャップ、地際は根巻きなどを行う。金属素材の寸法は、道路標識の構造基準に準じる。

エ 基礎

標識の基礎は、未舗装地では木材、舗装地ではコンクリートを標準とし、現地諸条件(雨・雪・土質)に応じて検討する。木材の基礎には根枷を設ける。

オ 色彩

こげ茶色を基調として統一し、派手な色彩や複雑な配色は使用しない。なお、石材を主な材料とするものについては、基調色を素材の自然色とする。

表5 公共標識の標準規模

主な対象者 標識の種類	歩行者		ドライバー等	
	記名 標識	高さ 巾	～3500mm ～5000mm	
公園名碑標識	高さ 巾	～3500mm ～5000mm		
資源名標識	高さ 巾	～2000mm ～2000mm	広い敷地 狭い敷地	高さ～2000mm 巾～2500mm 高さ～3000mm 巾～1500mm
案内 標識	総合案内標識	高さ 巾		—
	案内図標識	高さ 巾		—
	誘導標識	単柱タイプ 腕木タイプ	高さ～1600mm 巾～200mm 高さ～1600mm 巾～1600mm	広い敷地 狭い敷地 集合タイプ
解説標識		案内図標識に準ずる		—
掲示板		案内図標識に準ずる		—
注意標識	高さ 巾	～1300mm ～600mm		—
境界標識	高さ 巾	～1300mm ～200mm		—

出典：「自然公園に係る公共標識の整備指針」（H9、環境庁自然保護局）

② 表示板

ア 高さおよび横幅

- ・土の跳ね上がりが無い地上 50cm 以上に、必要な情報を妥当な大ききさで表示できるような高さおよび横幅とする。また、歩行者を対象とした標識よりも車両（ドライバー）を対象とした標識の規模を大きくする。
- ・雑草の繁茂や積雪により見えにくくなることが多い場合は、高さを高くする。
- ・利用者が表示面から 1 m 離れた位置に立って見る場合に見やすいとされている高さの最大は約 2 m である。
- ・また、首を振らずに見やすいとされている横幅の最大は、約 1.4m である。ただし、実際は、首を振ることが多いので、これより大きくても構わない。
- ・木材の原材料寸法は、3 m もしくは 4 m が主体となっているので、その半分の 1.5m、2 m を含めた 4 サイズが経済寸法である。ただし、地域により原材料寸法が異なる場合があるため、留意すること。
- ・原材料のサイズに制限のあるアルミポリエチレン複合版およびアルミ板の原料寸法は 2 m × 1 m となっているので、表示板はこの範囲の 1.8 × 0.9、1.4 × 0.9、0.9 × 0.9 等が経済寸法である。

イ 色彩

文字が主体である表示板の色彩は、こげ茶色の下地に白色文字または淡黄色文字を基調とする。また、案内図の下地は薄茶色または灰色とし、白色は避ける。

(ii) 材料

① 構造体（本体）

公共標識の構造体（本体）の主材料は木材、鋼材および石材とし、設置位置の環境条件や地域の実情に応じて適切な材料を選択する。石材および鋼材は初期投資費用が大きいが、耐用年数が長く維持管理費が少ないという利点を有している。このため、公園名碑標識のように歴史性が必要とされる標識、登山道における誘導標識のようにとりわけ風雪に対する耐久性が必要とされる標識で、木構造では対応が難しい場合は、鋼材または石材を検討する。鋼材を使用する場合は、木材で化粧する等の対応を検討する。

木材は長寿命化に配慮し加圧式保存処理材を用いる。ボルト、ナット等の金物は、耐久性を考慮し、溶融亜鉛メッキ又はステンレスなどを用いる。

② 表示板

表示板の主要材料は、木材、石材、アルミニウム類、合成樹脂類とする。木材は長寿命化に配慮し加圧式保存処理材を用いる。

文字等の表記方法は、木材では彫刻技法、アルミニウム類および合成樹脂類ではシート貼り技法、特殊印刷技法などとする。

表6 公共標識の材料

一般に用いられる材料	利点	欠点	機械的性質	耐久性	経済性	加工の自由度	備考
木材	・自然の風合いを出せる	・風化しやすい ・樹種によるバラツキが大きい		△	○	○	他の素材と比べると耐久性が劣るため、十分なメンテナンスを行う必要がある。自然・歴史景観と調和する。
本石	・自然の素材である ・安定感がある ・耐摩耗性に優れている	・強度にバラツキがある ・作業性が悪い		◎	×	△	初期投資が高いが、メンテナンスフリーである。年月を経るにつれ、味わい深いものとなる。
鉄	・もっとも普及している素材 ・材料のバリエーションが豊富	・防錆処理が必要 ・塗装のメンテナンスが必要	引っ張り強さ 41.52Kgf/m2 以上	△	◎	◎	初期投資は安いですが、半年に一回以上の保守点検が望まれる。
ステンレス	・耐食性がよい ・独特の表面加工ができる	・他の素材と比べ高価	引っ張り強さ 53Kgf/m2 以上	◎	○	○	初期投資は高いがほとんどメンテナンスフリーである。美観上(汚れ等)半年に一回程度の清掃が必要。
PC コンクリート 擬木	・型による自由な成形	・重い		○	×	△	初期投資は高いが、メンテナンスフリーである。
耐候性鋼材	・耐食性がよい	・塗装が限定される	引っ張り強さ 44Kgf/m2 以上	◎	○	○	耐久性はよいが安定錆ができるまで時間がかかる。(5年程度)
アルミニウム	・軽い金属である ・耐食性がよい ・加工方法が豊富である	・鋼材と比べて強度が低い	引っ張り強さ 22Kgf/m2 以上	◎	○	◎	初期投資は高いがほとんどメンテナンスフリーである。美観上(汚れ等)半年に一回程度の清掃が必要。
アルポリ板	・軽い ・耐衝撃性に優れる	・90度以上の高温には耐えられない	板厚6mmのもので曲げ弾性率1912Kg/mm ²	◎	◎	◎	アルミニウム・ポリエチレン複合板のこと 補強がなしで表示板に使える
FRP 封入板 (合成樹脂)	・いたづらに強い	・不飽和ポリエステル樹脂は水で劣化するのでクリア塗装が必要。紫外線で黄変する。		○	○	○	表示板としての使用のみ。
陶磁器	・自然の風合いを出せる ・表面硬度が高く、耐摩耗性に優れる ・古くからある素材で親しみやすい	・製品の大きさに限界がある ・細かい加工ができない		◎	△	△	
銅	・歴史性を持つ	・高価である		◎	△	◎	屋根や木材の木口の保護等に用いられる。短期間で緑青が表面を覆い、景観的になじみやすい。
プラスチック (合成樹脂)	・比重が小さい ・材料のバリエーションが豊富 ・あらゆる加工が可能	・安定感がない ・強度が低い ・人工的なイメージが強い		×	◎	◎	サイン本体には不向きであるが、表示面の保護板としては適している。
チタン	・軽い金属である ・耐食性がよい (海水には完全耐食)	・高価である		◎	×	△	化学処理により虹色に発色する。

出典：「自然公園に係る公共標識の整備指針」(H9、環境庁自然保護局)

(iii) 印刷方法

可読性、耐久性、表示板の素材との相性、経済性を考慮して、適切な印刷方法を下表から、公共標識の設置位置の自然条件や地域の状況に応じて選択する。

表7 公共標識の印刷方法

表示方法	手順	耐候性	美しさ	細かい表現	コスト	均一性	備考
手書き	1.表示面に筆で手書き	×	△	×	◎	×	温かみがある表現が可能
木材に彫り込み色差し	1.木材に文字・図柄を彫り込む 2.彫り込んだ部分にペンキで色を差す	×	△	×	△	×	温かみがある表現が可能
フィルムの切抜きによる表示	1.塩ビ系フィルムを図柄通りにカットし、表示面に貼りつける	○	○	○	◎	◎	臨時の対応として使うことができる フィルムの種類により耐久性はまちまち
スクリーン印刷	1..原稿(図柄・文字・写真)を写真処理またはコンピューター処理にて版下を制作(特色印刷の場合とプロセス印刷がある) 2.版下をスクリーンに投影 3..スクリーンを通して表示面にインクを付着させ、図柄を完成する	○	◎	◎	○	◎	シャープなラインが表現できる 多色刷りには向かない 焼付方式が耐久性がある
クロマリン印刷	1..原稿(図柄・文字・写真)を写真処理またはコンピューター処理にて、4色にカラー分解する(プロセス印刷) 2.各色を透明フィルムにトナーで印刷し、4枚重ね合わせて表示する	○	◎	◎	○	◎	細かい表現ができる コンピューターによる画像管理が可能
静電焼付印刷	1.コンピューター処理にてフルカラーの画像画像を作る 2.トナーを基板に焼き付ける	○	◎	◎	○	◎	航空写真、花の写真が鮮明に表現できる
FRP 封入板	1.特殊紙にシルクスクリーン等で印刷したものをFRP(ガラス樹脂強化プラスチック)の中に封入する	△	○	○	○	○	紙への印刷の方法により仕上がりは全く違う
エッチング印刷	1.表示金属面の彫り込まない部分を保護する 2.保護されていない部分を薬品で浸食	◎	◎	○	△	◎	情報の変更ができない 高級感がある
石材の彫り込み(色差し)	1..原稿から彫り込み用の型を作る 2.石に型を当ててショットプラスト等で彫り込む 3.場合によっては彫り込み部分に色を差す	◎	◎	△	△	△	細かい表現ができる 自然景観と調和しやすい
金属・石材による象嵌	1.表示面の図柄を削り抜く 2.削り抜いたところへ同じ形に切ったものをはめ込む	◎	◎	×	△	○	細かい表現ができないため、地図表現は不可能 高級感がある
陶磁器への絵付	1.陶磁器に顔料で印刷、または印刷した転写紙を載せ、焼き付ける	◎	◎	○	△	○	半永久的な表示が可能 最近では細かい表現も可能

出典：「自然公園に係る公共標識の整備指針」(H9、環境庁自然保護局)

II-2-4 標識表示の基本事項

公共標識の表示事項（地名、凡例や説明等）は、誰もがわかりやすいものとする。

使用する言語は、日本語と英語を表記することを基本とする。各自然公園等の外国人の利用特性に応じてその他の言語（中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、その他言語）を加えることとする。

（解説）

（i）公共標識の標準表示の基本事項

（1）外国人利用に対応した多言語表記

国際的に広く利用されている英語を全ての外国人が理解することができるとは限らないことから、外国人の利用特性を踏まえ、日本語と英語の表記を基本に、必要に応じてその他の言語を表記する。

その他の言語の選択にあたっては、以下の点を考慮する。

- ・自然公園を訪れる人の国籍の傾向
- ・外国人の文化の違い等による行動特性
- ・自然公園内外の一体的な対応（管轄する自治体等との調整）
- ・地域での外国人観光客誘致に係る条例や施策への対応
- ・自然公園への到達交通手段の状況（航路の新設・増設等）

ただし、国際事情や経済事情により、自然公園の来訪者の国籍の傾向が将来変わる可能性を考慮し、その他の言語の表記は最小限とすることが必要となる。

（2）バリアフリーに対応した表記

視覚障害者への情報提供のために点字表記、触知図を加える他、必要に応じて音声案内装置等の設置、案内標識や注意標識へのピクトグラムの利用及び難読漢字等へのふりがなの添付などの配慮を適宜実施する。

（3）標準表示内容

公共標識のタイプ別の主な表示内容は、表 8（公共標識 28 頁参照）のとおりとする。

英語の表記方法は、表 9（公共標識 29 頁参照）のとおりとする。

日本語の対訳語として、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語の例を「多言語表記対訳語集」に示す。

中国語については、表示スペースに制約がない場合は、簡体字と繁体字を併記することが望ましい。制約がある場合には、利用状況を考慮して選定し、表記する。

表 8 公共標識の標準表示内容

種 類		主な表示事項	表記言語の種類		
			外国人の利用が想定される施設		外国人の利用が想定されない施設
			<基本的な表記> 日本語・英語を 表記する施設	<必要に応じた表記> 他の言語を 表記する施設	
記名標識	入口標識	公園名（団地名を含む）	日本語＋英語	日本語＋英語	日本語
	公園名碑標識	公園名（団地名を含む）	日本語＋英語	＋中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・その他言語	
	資源名標識	地名、施設及び景観資源の名称、必要に応じて標高数値等の自然情報	日本語＋英語	他言語	
案内標識	誘導標識	地名、施設及び景観資源等の名称、方向、距離、必要に応じて所要時間勾配、路面状態、段差の有無など通行の難易度	日本語＋英語 ピクトグラム*	日本語＋英語 ＋中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・その他言語 ピクトグラム*	日本語
	案内図標識	（地図を表示する標識） 主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間 障害者対応施設の位置 車いすで通行できる経路の明記			
	総合案内標識	（地図、解説文、画像等を表示する標識） 地図部分には主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間 障害者対応施設の位置 車いすで通行できる経路の明記 その他の部分には、図、写真及び地域の状況や自然の案内等の説明文	日本語＋英語 ※日本語以外の説明文は原則として要約して概要を記載する ピクトグラム*	日本語＋英語＋中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・その他言語 ※日本語以外の説明文は原則として要約して概要を記載する ピクトグラム*	
解説標識	解説対象の図及び写真、説明文	日本語＋英語 ※日本語以外の説明文は原則として要約して概要を記載する	日本語＋英語＋中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・その他言語 ※日本語以外の説明文は原則として要約して概要を記載する	日本語	
注意標識	注意・警戒、禁止、フィールドマナー 難易度の変化点では、注意標識とともに、勾配、路面状態、段差の有無など通行の難易度を明記	日本語＋英語 ピクトグラム*	日本語＋英語 ＋中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・その他言語 ピクトグラム*	日本語	
掲示板	（案内、解説、注意等の総括情報）	表題は日本語＋英語 ※日本語以外の掲載文は原則として要約して概要を記載する	日本語＋英語＋中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・その他言語 ※日本語以外の掲載文は原則として要約して概要を記載する	日本語	
境界標識	公園及び地区・地域区分等の名称	日本語＋英語	－	日本語	

*ピクトグラム：「④ピクトグラム」（公共標識 37 頁参照）

表9 英語の表記方法例

分類		表示方法	日本語	英語表記例
一般的な 固有名詞	日本由来	表音表記 ※常にヘボン式ローマ字を使用	日光 丹沢大山 蔵王	Nikko Tanzawa – Oyama Zao・o ※発音のしやすさ等から、 oが重なる固有名詞はその 間に-（ハイフン）を入れる ことが可能
	外国由来	外国語由来の原語部分を英語 表記 ※人名の場合は、英語以外を使用 出来る	上高地ウエ ストン祭 南アルプス	Kamikouchi Weston sai Minami・Alps ※発音のしやすさ等から、 複数の名詞等で構成され る固有名詞はその間に- （ハイフン）を入れることが 可能
普通名詞部分を含む 固有名詞		普通名詞部分以外の表音を表 示	日比谷公園 ウトロ漁港 富士山 石狩川 琵琶湖	Hibiya Park Utoro Fishing Port Mt.Fuji Ishikari River Lake Biwa
			普通名詞部分を切り離す と、それ以外の部分だけ では意味がなさない、不可 欠な固有名詞として広く 認識されている場合 ※意味・呼び名を正しく 伝える必要がある場合は、 ローマ字による表音表示 に加え、普通名詞部分の 表意表記をする	月山 立山 荒川 日光東照宮 伊勢神宮
		駅名や施設名として使 用され、日本語による表 音表記が確立している場 合	国会議事堂前	Kokkai・Gijidomae (National Diet Bldg.) ※スペース・視認性から 略語使用が適当と考えら れる場合は、略語使用が 可能
		日本由来の 普通名詞		表意表記
日本由来の 普通名詞	翻訳先言語に 対訳がある 場合	一定の対訳があるものの、 日本文化を正しく理解す るために日本語の読み方 を伝えることが必要な場 合は、表音表示した後に、 表意を()書きで表記 ※日本語の表音が既に認 識されている場合は、表 意表記は必要としない	茶碗 温泉	<i>Chawan</i> (Tea bowl) ※普通名詞の表音表記 は、必要に応じて イタリックでの表記が 可能 <i>Onsen</i> (Hot Spring)
	翻訳先言語に 対訳がない 場合	表音表記した後に、説 明的な語句を表記 ※日本語の表音が既に 認識されている場合は、 説明的語句は不要	合掌づくり	<i>Gassho-zukuri</i>
外国語由来の 普通名詞		原語を英語訳して表記	カルデラ	Caldera

出典) 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(国土交通省観光庁・抜粋要約)に追記

(ii) 記名標識（入口標識・公園名碑標識）の標準表示の基本事項

国立公園における表示の標準例を示しており、自然公園等の表示は基本的事項やその他の公共標識に準じるものとする。

(1) 記載内容

表示面には、次の文字を記載する。

① 国立公園名

- ・ 入口標識、公園名碑標識には国立公園名を記載する。

国立公園名は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識28頁表8参照）に基づき、日本語と英語で表記する。

ただし、入口標識では、盤面サイズ等を制限することで景観面に配慮する必要性がある等の理由から英語が読みにくくなる場合には、国立公園名の表示例の省略型である「National Park」と表示して差し支えない。

表10 国立公園名の表示例

日本語表示例	英語表示例	英語表示例・省略型 ※景観面等から表示板面サイズに制約がある場合等
利尻礼文サロベツ 国立公園	Rishiri-Rebun-Sarobetsu National Park	National Park
中部山岳国立公園	Chubusangaku National Park	National Park
阿蘇くじゅう 国立公園	Aso-Kuju National Park	National Park

各公園名称の対訳語として、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語の例を「多言語表記対訳語集」に示してある。

● 入口標識の記載文字の省略事例一覧表

・ 記載文字の全てを表示 ↓

・ 一部省略の事例 ↓

中部山岳国立公園 Chubusangaku National Park 沢渡 Sawando 指定 昭和9年（1934） ●環境省 Ministry of the Environment

→
一部省略

デザイン 標識	中部山岳国立公園 Chubusangaku National Park 指定 昭和9年（1934） ●環境省 Ministry of the Environment
	↓ 一部省略
	中部山岳国立公園 Chubusangaku National Park ●環境省 Ministry of the Environment
一般 標識	↓ 一部省略
	中部山岳国立公園 Chubusangaku National Park ↓ 一部省略 中部山岳国立公園 National Park

★ 団地名・地名等を記載する標識では、原則として上記の全ての要件を記載する。

なお、この場合の標識タイプは、デザイン標識のシンプルサイン（縦型）及びモニュメントサインとする。その他のタイプには団地名等は記入しない。

注：一般標識は道路標識タイプである。

図15 記載文字の省略事例

● 文字数の多い事例の表現方法



・字体を「長体」にすることで、他と同じ文字配列で表現できる

図16 記載文字数が多い事例の表現方法

② 国立公園指定年

- ・ 指定年の記載は、公園名碑標識のみとし、入口標識には記載しない。
- ・ 記載方法は、日本語のみで表記し、和暦年の漢字の後ろに括弧書きで西暦数値を添える。
例：指定 昭和9年（1934）
- ・ 国立公園指定年は、省略できる。

注：追加指定地域における指定年記載の扱い

- ・ 追加指定された地域における「指定年」の表示は次のとおりとする。

(ア) 国立公園名のみを掲示する標識では、当初指定年のみとし、追加指定年は記載しない。

(イ) 国立公園名に添えて団地名・地名を掲載する場合は、その団地名称地の指定年を表示する。

○ 八幡平地域に設置する入口標識の事例

例 十和田八幡平国立公園 指定 昭和11年（1936）

例 十和田八幡平国立公園 八幡平 指定 昭和31年（1956）

(ウ) 分離独立した地域における「指定年」の表示は、分離独立した時点とする。

③ 団地名・地名

- ・ 団地名・地名の記載は、公園名碑標識のみとし、入口標識では記載しない。
- ・ 国立公園名以外に団地名・地名を併記する場合は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識28頁表8参照）に基づき、日本語と英語等で表記する。

表11 団地名・地名の表示例

日本語表示例	英語表示例
八幡平	Hachimantai
沢渡	Sawando

注：「国立公園〇〇（地名）」という表記方法は入口標識及び公園名碑標識に限って行ってはならない。行ってはならない記載例： 国立公園八幡平 国立公園霧島